

[優秀賞]

# それでもボクはやってない！ 電車内痴漢事件で無罪となった事例

深谷直史 ふかや・なおふみ 埼玉弁護士会・74期

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件

東京地判令6・11・28 令和6年(特わ)第717号 LEX/DB25623674

## 事件の概要

後に依頼者となるTさんは、いたって普通のサラリーマンである。30歳代の働き盛り、妻と1歳の男の子がいて、まさに一家の大黒柱。これまで真面目な社会生活を送ってきて、当然、前科前歴もない。念願のマイホームも購入し、埼玉から東京の職場へ通勤していた。事件当日は、営業先から自宅へ帰ろうと、JR埼京線に乗った。金曜日の夕方、電車内が最も混雑する時間である。

Tさんは、先頭車両の先頭ドア(進行方向から見て右側)付近に、リュックを前に抱えて腕を組むような姿勢で、ドア方向を向いて立っていた。車両が板橋駅に到着する直前、左隣に立っていた女性(以下、「Aさん」とする)から腕を掴まれ、「あなた触りましたよね」と言わされた。あまりにも急な出来事に、頭が真っ白になるTさん。手を振って否定し、掴まれた腕を動かしつつ、ようやく状況を察した。Tさんは、「やつていません」などと言ったものの、Aさんに腕を掴まれたままであった。列車は板橋駅に到着し、すぐにホームへ降ろされた。そのまま駅員室に連れていかれ、臨場した警察官に現行犯逮捕されるに至った。

Aさんに腕を掴まる直前に、Tさんの妻から一枚の写真がTさんのものとにLINEで送られていた。ご飯や焼き鮭を手で頬張る、我が子の写真であった。Tさんは、妻に「ごめん、ちょっと時間かかるかも」「なんか痴漢につるしあげられた」「なんもしとらん」とLINEでメッセージを送るのが精いっぱいだった。

## 異変に気付くTさん一家

妻はすぐに異変を感じた。一度痴漢と疑われてしまうと、疑いを晴らすのは難しい。そのことは妻も知っていたようで、「それ完全に終わったやつだよ」「手の指紋取ってくださいっていいな」「してないって言ってもこっちの話は聞いてもらえないから」とメッセージを送っていた。妻の助言もむなしく、妻はTさんと連絡が取れなくなつた。

妻は、Tさんの母に連絡し、急いで情報を収集することになった。警察署から連絡は来たが、「留置場所も教えられない」「日曜日に釈放になるかもしれないけれど、わからない」と、何も情報は教えてくれなかつた。面会や差入れの申出をしても、「平日の日中しかやっていないから」と断られた。Tさんは金曜日の夕方に逮捕されてしまったため、一般面会や差入れは週明けを待たなければいけない。

弁護士なら休日でも面会などができると知り、インターネットで検索し、弁護士を探した。しかし、ネットでヒットする弁護士に連絡しても、対応不可と言われたり、示談を勧められて鼻で笑われたりもした。結局、金曜日の夜から弁護士を探しても、週明けまで弁護人を選任することができなかつた。

わかることは、Tさんが「やっていない」と言っていることだけだった。

## 私と事件との出会い

Tさん家族は伝手をたどり、週明け月曜日の営業開始まもなく、弊事務所に連絡をした。この時点で、

逮捕から3日が経つてしまっていた。「とりあえず電話で話を聞いてあげて」と、新人弁護士の私が対応することになった。折り返し連絡するも、上記のとおり、家族が知っている情報は限られていた。警察官から「日曜日に釈放されるかも」と家族は聞いていただけに、月曜日の朝になってもTさんが釈放されないことで、不安に心が押しつぶされていた。できることはしてあげたいと思い、私が情報収集をしたうえで、ご家族と打合せをすることになった。留置先を割り出したが、勾留質問で東京地裁に身柄がある、もうすぐ勾留質問が始まるという。そのため、どんなに急いでも、勾留判断までに勾留阻止活動を間に合わせることができない。この時点で午前11時頃であり、しかも当日の私のスケジュールは、弊所の先輩弁護士との共同事件で午後一番から顧客の打合せがあり、その後は午後5時まで会議が続く。当初はTさんとの接見を諦め、午後5時にご家族に来所してもらうことにした。「否認の痴漢事件でも、勾留されない事案は出てきている」と一般論を説明するので精一杯であった。苦しくも「スケジュールの関係で、今すぐは会いに行けない」と説明せざるを得なかつた。

電話を切り、ふと考えた。このままでいいのか。Tさんの家族は、3日間も不安な気持ちを抱え続けている。目の前でこんなに困っている人がいるのに、何もしなくていいのか。弁護士の使命は、寄り添い、寄り添い続けること。午後1時からの打合せは、先輩弁護士との共同受任事件だから、自分は行かなくてもいいのでは？ そう思ってしまった私は、あまり深く考えずに、共同受任の先輩弁護士に「ごめんなさい」とメモを残し、埼玉から東京地裁へ向かうこととした。Tさんと接見するためである。来た電車に飛び乗り、1時間ほどして、東京地裁に到着した。普段は埼玉県内を出ない私にとっては、東京地裁はあまり行く機会がない。ましてや、東京地裁で接見をするのは、初めての経験である。先輩弁護士から着信が何度もあった。心の中で謝罪しながら着信を無視して、私は接見室に向かった。

Tさんと接見することができた。勾留質問を終え、勾留請求は却下になった、とのことだった。私からも、ご家族のことや職場への連絡状況など一通り伝えた。Tさんはアクリル板越しに安堵の表情を浮かべていた。釈放は夕方頃になるらしい。その場で弁護

人選任届を書いてもらった。

接見を終え、私はすぐにご家族に電話をした。「今日釈放ですよ！ 無事に帰れますよ！」と、一刻も早く伝えたかった。電話越しに、「よかった……よかった……」と涙声が聞こえた。事務所に戻ってから先輩弁護士に大目玉を頂戴したが、今となっては良い思い出である。

本当に釈放されてよかったと、私も安堵した。

## 突然の公判請求

事件は在宅事件となったものの、さっそく検察官から連絡があり、「被害者から事情聴取をする。示談の可能性は」と問われた。Tさんとも相談し、「やってない」だから示談はしない方針に決めた。検察官の取調べも拒否した。

すると、しばらくのちに突如、公判請求予定との連絡が来た。たしかにTさんはやっていない。「やってない」けれども、日本の刑事裁判の有罪率を考えると、もしかしたら冤罪が生まれてしまうかもしれない……。

ひとまず、付公判前整理手続請求をしたが、自分の弁護方針に自信がなくなってきた。私自身、これまで無罪を争う否認事件は担当したことがなかった。当時2年目の新米弁護士の自分にとって、99.9%の壁は、とても厚かった。

## 弁護人二人体制へ

ちょうど同じ頃、私は、弁護士会の研修で別件の事例報告をすることになっていた。その研修でお世話になった齊藤統弁護士（沙羅法律事務所、埼玉弁護士会）がいた。修習期は66期で、裁判員裁判事件も多く担当している、埼玉の若手刑事弁護人である。研修終了後に、「実は無罪を争う事件がありまして……」と切り出し、二人目の弁護人として担当してもらえないか相談したところ、快諾してくれた。

こうして、弁護人二人体制で、無罪を争うことになった。

## 届いた起訴状と付公判前整理手続請求

起訴状が届いた。公訴事実の概要は、「埼京線の列車内で、Aさんに対し、その胸及び陰部を着衣の上から手で触った」というものであった。

公判請求の連絡が来てから間もなく行った付公判前整理手続請求について、打合せ期日を設けることになった。案の定、裁判官の反応は芳しくなく、「痴漢で否認をする、典型的な類型の事件で、ある程度争点は明確ですよね」「証拠の量も多くないだろうし、検察官も任意に証拠開示すると言っていますから……」と言われてしまう展開に。弁護人としては、諦めることなく、公判前整理手続に付された場合と同様、検察官請求証拠の開示とともに、任意証拠開示を求めることにした。公判前整理手続には付されていないものの、類型証拠開示請求と同様に、刑訴法第316条の15第1項各号該当性を示しつつ、証拠の開示請求を行った。奏功はしなかったが、証拠一覧表の開示請求も行った。

その結果、逮捕直後に行われたTさんの掌の纖維鑑定結果(不検出)、証拠請求されていなかったAさんの顔面調書、Tさんの供述調書等が開示されるに至った。

## 検察官の立証

検察官の証拠構造は、「胸を着衣の上から手で触られ、陰部も着衣の上から手で触られた」とするAさんの証言と列車内の防犯カメラ映像である。防犯カメラ映像は、池袋駅(AさんとTさんが近接位置に立つことになった駅)から板橋駅(Tさんが降車させられた駅)までの映像に限らず、恵比寿駅から板橋駅を映したもののが裁判所に提出された。ただ、防犯カメラ映像ではTさん及びAさんの立ち位置などは把握できるものの、車内混雑のため、同人らの肩より下の動き、すなわちTさんの腕ないし手がAさんに当たっている場面、AさんがTさんのどちらかの腕を最初に掴んだ場面は、周囲の乗客に遮られて映っていないかった。そのため、Tさんの身体のどの場所がAさんに触れたのか、その接触に故意が認められるのか、Aさんの証言の信用性が争点となつた。

## ケースセオリーと弁護人立証

証拠開示を受けて、弁護人のケースセオリーを構築するため、相弁護人の齊藤先生と打合せを行つた。

### 1 AさんとTさんの立ち位置

Aさん及びTさんが乗車していたのは、埼京線下り方面の10号車(最も北側にある車両)の進行方向から見て右側の4番ドア(最も北側のドア)付近である。池袋駅到着後、Aさんは、ドアの横にあるスペースに南方を向きながら立つており、Aさんの背後には運転席が見える窓があつた。Aさんの目の前に、一度ドアから降りたTさんがやってきて、Tさんはドア側を向いていた。Aさんから見ると、Aさんの目の前にはTさんの左半身の左腕がある状態である。Tさんは、車内混雑のため、腹側にリュックサックを抱えてながら腕組みをするようにして立つていた。

### 2 Aさんの供述調書の概要

Aさんの供述調書の概要は次のとおりである。

Tさんは目の前に立つており、腕を組んでいた。混んでいないのに自分の目の前に立ってきたTさんに違和感を覚えた。電車が池袋駅を出発してすぐ、Tさんが自分の両胸の上部の膨らみに複数回左肘を当ててきた。おかしいな、と思い、身体を少し引いた。ところが、その後も左肘は当たり続け、痴漢を疑い始めた。そうしたところ、私の視界にTさんが見える状態で、両胸を手の平か手の甲でなでるような感触が何回もあった。Tさんが左肘の下から右手の平で私の両胸に触れていると思った。

そうしたところ、今度は犯人の手のような感触のものが胸から離れたと思ったら、私の股間にまさぐられる感触があった。このまま放置するわけにいかないと思い、陰部を触っていた犯人の手を掴み、最終的に両腕を私の両手で掴んだ。

という供述内容であった。

### 3 Aさんの供述と再現状況

事件発生後まもなく警察官による被害状況再現が

されていた。

Aさんが胸を触られたとする再現では、腕組みをしているTさん役の男性警察官が、左肘の下から右腕を伸ばして右手の指の腹で、Aさん役のマネキンの胸を触っていた。陰部を触られたとする再現では、警察官が右腕を左前方に、肘が伸び切るほど懸命に伸ばしてようやく陰部に指先が触れていた。なお、Aさんの供述調書では、陰部を右手で触られたのか左手で触られたのかが明らかでなかった。Tさんの説明では、ズボンの左前ポケットに入っている携帯電話をとろうとした際に腕を掴まれているので、Tさんが掴まれた腕は右手ではないはずである。そこでさらに状況を検証することとなった。

そもそも、再現写真では、警察官がリュックサックを腹側で抱えていない点で不正確であった。リュックサックがなくとも、触ったとされる体勢は窮屈そうだ。そこで、再現写真を再現しようと、Tさんには当日のリュックサックを中心も含めて再現してもらい、右手で触れるような位置関係・距離感なのか何度も実験した。結果、仮にリュックサックがあれば、Tさんの右手はAさんの身体には届かないのではないか、と思うに至った。

#### 4 防犯カメラの映像

Aさんの供述調書には、「電車が池袋駅を出発してすぐ、Tさんが自分の両胸の上部の膨らみに複数回左肘を当ててきた」旨の供述があった。齊藤先生より、「池袋駅を出た直後って、電車揺れますよね。線路のポイント<sup>1</sup>があるからね」との指摘が入った。齊藤先生は埼京線沿線のご出身で、埼京線の線路事情にとても詳しかった。現場に行く、現場を知ることの重要性を痛感した。防犯カメラを確認すると、たしかに、池袋駅出発後まもなく電車が前後左右に大きく揺れていたことがわかった。ここで、Aさんは、故意でなく触れてしまったTさんに対し違和感を持った可能性がある。

Aさんは、「電車の揺れに合わせて左肘を何回も当ててきたため、おかしいな、と思い、身体を少し引いて、少しだけ移動した。ところが、その後も左肘は当たり続け、痴漢を疑い始めた。そうしたところ、私の

視界にTさんが見える状態で、両胸を手の平か手の甲でなでるような感触が何回もあった」と供述していた。証拠開示により取得したAさんの供述調書上では、Aさんが少しだけ移動した場面の映像とその時刻も特定されていた。さらに、防犯カメラ映像を何度もよく見ると、Aさんの言う、体を少し引いた時点のほぼすぐ後に、車両がAさんから見て前後に揺れていた。この揺れにより、Aさんからすれば、触れられないように避けたのにTさんがさらに体を寄せてきたと感じた可能性があると感じた。また、前後に揺れたあとに続けてAさんから見て左右に電車が揺れていることが確認できた。この揺れに合わせて、Tさんの左肘が複数回Aさんの胸に触れてしまったのではないか、と思うに至った。

つぎに、Aさんが「陰部を触っていた犯人の手を掴んだ」と供述する場面も防犯カメラ映像を確認した。何度も再生していると、AさんがTさんの腕を掴んだと思われる時点の直後に、Tさんの頭の右横に、ほんの一瞬だけ、右手を右から左に振り「やってない」とジェスチャーするような右腕の動きが記録されていることに気づいた。Aさんの供述経過及び再現では、Tさんは右手で陰部を触っていることになる。しかし、その手を掴まれていたのであれば、右腕の自由な動きは映らないはずだ。Aさんが右手で陰部を触られたとする供述の信用性に疑問が生じた。

一方で、Tさんは一貫して「車内混雑で、四方八方とも身体は他人に触れていた」「板橋駅到着前に左横ポケットからスマホを取り出そうとした」「ズボンのポケット入口がスマホの大きさに比して狭く、ポケットの外側からスマホを下から上に上げるようにして触っていた」「その瞬間に左手を掴まれた」と供述していた。Aさんが掴んだのは、Tさんの右手ではなく、左手ではないのか、と思うに至った。

#### 5 妻からのLINE

Tさんがポケットからスマホを取り出そうとしたには、理由があった。直前に、妻から我が子の写真がLINEで送られてきたからである。Tさんは左腕にアップルウォッチを装着しており、スマホの通知を振動で知らせる機能が付いている。板橋駅に到着する直前

1 車両の進路変更を行う分岐器のこと。

に妻からLINEが来たため、Tさんはスマホを左前ポケットから取り出そうとしたのである。

## 6 出来上がったケースセオリー

犯人性を争う方針は難しい。なぜなら、AさんとTさんの立ち位置上、他の人物がAさんの身体に腕を伸ばすことができないからである。そのため、混雑から、Tさんが故意でなくAさんの身体に触れてしまい、Aさんが痴漢被害に遭ったと勘違いしてしまった、とのケースセオリーを建てるに至った。具体的には、「胸の感触は、Tさんの左肘等であり、動きは電車の揺れによって生じたものである」、「陰部の感触は、Tさんがズボンの左横ポケットからスマホを取り出そうとしたときに感じたものである」、「Aさんが掴んだのは、Tさんの右手ではなく、スマホを取り出そうとした左手である」というもの。これで、右手でAさんの身体に触れることの困難性を強調でき、手を掴まれた直後に一瞬だけ移る右手の動きも説明ができる。

## 7 公判前整理手続の却下

以上の証拠検討を踏まえて打合せ期日を迎えるも、裁判官の公判前整理手続への後ろ向きな姿勢は変わらず、改めて公判前整理手続に付するよう求めるも、最終的に却下されてしまった。気がかりだつたことは、たとえば被告人質問まで進行したにもかかわらず補充捜査やAの再度の証人尋問を検察官が求めることである。本件では幸いにしてそうした事態は起こらなかったが、今後の課題を感じている。

## 8 弁護側立証の準備

Tさんには、事件当日のリュックサックの中身を再現してもらった。Tさんは、リュックサックの中身をすべて覚えてくれていた。ペットボトルや仕事で使うノートPCなどで、厚み約10cmあることがわかり、写真を撮影して証拠化した。また、Tさんが左手で携帯電話を見ようとしたきっかけである妻とのLINEのやり取りを弁号証で提出した。

## 証人尋問・被告人質問・弁論

Aさんの証人尋問では、検察官はAさんの再現写真を利用しながら、触られたと述べる様子を説明さ

せた。再現写真は、記憶にしたがって正確に再現したものだと。他方で、Aさんが最初にTさんの腕を掴んだ際、どちらの腕かは分からないと説明する。そこで反対尋問では、まず胸を触られたと証言する場面については、Aさんが体を引いたとする場面の防犯カメラ上の時刻に関する証言を獲得し、防犯カメラの動きに合うよう、前後に動いてきて、「左右になぞるように」触ってきたとの証言を引き出した。これにより、胸は触られたのではなく、電車の揺れに応じて当たってしまった疑いが残ると言えるだけの事実を獲得した。

次に、陰部を触られたと証言する場面については、Aさんが陰部に感触を感じてから、触られている腕を掴みに行ったとする場面を順番に丁寧に確認した。なぜなら、Aさんの証言どおりであれば、陰部を触られたのは、Tさんの左腕がAさんの視界にあるままのため右手しかありえず、さらに犯人を取り違えないように慎重に掴んだというのであれば掴んだのはTさんの右手のはずである。こうした事実群を確認し、弁論では、触られたとする場面をここまで丁寧に覚えているにもかかわらず、意を決して慎重に掴んだのがTさんの右手か左手かは分からぬという証言の不合理さを顕出した。

被告人質問も、検察官のいやらしい質問はあったが、Tさんの行動を丁寧に顕出し、たまたま当たってしまった場面・可能性があること、その供述が信用できることを確認し、難なく終えることができた。

弁論の起案では、なかなか成果物が出来上がらず、齊藤先生に大変な迷惑をかけてしまったが、法廷では自信をもって、弁護人意見を述べることができた。なお、検察官の求刑は罰金20万円であった。

## 判決

判決期日を待つ待合室で過ごした時間は、今でも忘れない。弁護人らが緊迫して物言わない中、Tさんが気を遣って話を振ってくれていたのが印象に残っている。

「主文 被告人は無罪」。説示内容を聞き逃すまいと構えていたが、この言葉を聞いた瞬間、全身の力が抜け、メモを取ることができなかつた。喜びより、安堵が大きかった。

判決では、Aさんがことさらに虚偽を述べているとはいえないしつつ、感覚として述べる接触行為が被告人による意図的なものであったとまでいえるかについて、「慎重にならざるを得ない」とし、そのうえで、混雑状況や電車の揺れの状況からすれば、Tさんの左腕等が揺れに合わせてAさんの胸付近を左右に往復するような動きになった可能性は十分にある、証拠からすればTさんが左ポケットからスマホを取り出そうとした可能性は十分にあり、この動きをもってAさんが陰部を触られていると誤解した合理的疑いが残るとした。

閉廷後は、冷静に判決書謄本の交付請求をしている齊藤先生の横で、私はTさんと握手し、抱擁し「おめでとう。おめでとう」と言うことしかできなかつた。在宅事件とはいえ、1年間も闘ってきたTさんとご家族の心労を思うと、感極まるものがあつた。無罪を勝

ち取る難しさとともに、証拠の見方や法廷での振る舞いを教えてくれた齊藤先生、証拠に基づき常識的な判断をした裁判官、様々な人に恵まれて無罪判決に至つたのだと感じた。

検察官控訴もなく、無事に判決は確定した。

## 判決その後

人生で初めて無罪判決宣告の場に立ち会えたことに気持ちが高まり、可能な限り自慢をすることにした。事務所に戻り、先輩弁護士に無罪の報告をするとともに、私が顧客との打合せを無断で飛ばした非礼を改めて詫びた。先輩弁護士は、祝福の言葉をかけてくれるとともに、「そんなことありましたっけ」と無邪気に笑つた。先輩弁護士は、かつて私に雷を落としたことを、全く覚えていなかった。